

## 役員選考委員会規約（案）

1. 選考委員会は会長、副会長、専務理事、事務局長及び顧問の11名をもって構成する。
2. 委員会の議長は会長とする。
3. 会長に事故あるときは、委員会で定めた副会長がこれに当たる。
4. 会長は原則として、次期会長候補を副会長の中から協議選任し、特別の事情がある場合には会長が協議の中で判断する。
5. 投票選挙の場合には会長を除く選考委員は、一人一票の投票権を持ち、候補者の獲得票数が同数の時に会長がこれを決する。
6. 副会長は、各士業の会長がこれに当たり、専務理事及び事務局長は新会長が指名選任する。
7. 本規約に定めのない事項については委員会で討議し、会長がこれを決する。

2015/1/5